

彩都バイオインキュベーション施設なら

こんなメリットがあります！



ご入居いただいた方には…

設備費補助

大阪府 彩都バイオベンチャー
設備費補助金

【補助限度額・補助率】

設備費の2分の1以内（上限100万円/年）

（例）単年度で200万円の設備費に対し、100万円を補助

【対象者】 バイオベンチャー企業または個人

賃料補助

茨木市 バイオインキュベーション施設
賃料補助金

【補助金額】 本社が茨木市内/茨木市民

@1,250円/㎡（150万円/年まで）

上記以外

@1,000円/㎡（120万円/年まで）

【対象者】 バイオベンチャー企業または個人

特区制度

関西イノベーション国際戦略総合特区制度
による特例措置・支援措置

関西イノベーション国際戦略総合特区^{地域}ですので、特区に適用される各種支援措置を受けられます。

（例）1,000万円以上の設備等を取得

→取得価額の15%を法人税額から控除（国）

（例）当施設へ入居（＝特区地域へ進出）し、特区事業を展開

→地方税（府税・市税）が最大ゼロ（大阪府・茨木市）

ラボをお探しの方をご紹介いただいた方には…

申込者 紹介制度

中小機構 賃貸施設入居に関する
申込者紹介制度

ご紹介いただいた方がご入居を決められると、中小機構より
報奨金が支払われます。

【報奨金額】 賃料の1ヶ月相当額（消費税を含む）
（上限額108万円）

【情報提供者の要件】

法人 …①会社法に基づく法人、②公益法人、協同組合
③監査法人、税理士法人、土地家屋調査士法人
個人事業者…公認会計士、税理士、土地家屋調査士、
不動産鑑定士、宅地建物取引業を営む者

※上記はいずれも所定の要件あり

お問い合わせ先: バイオ・サイト・キャピタル株式会社

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7-7-15

TEL: 072-640-1060 / email: support@bs-capital.co.jp

彩都バイオインキュベーション施設向け各種制度のご案内

(1) 設備費補助制度 (大阪府 彩都バイオベンチャー設備費補助金)

【対象者】 彩都バイオインキュベーション施設に入居し、資本金3億円以下または従業員50人以下かつ施設の賃借期間が5年以下のバイオベンチャー企業(起業を予定している個人を含む)。
ただし、大企業又はその役員から2分の1以上の出資を受けている企業は除きます。

【補助金額及び補助率】 補助金額は設備に要した費用の2分の1以内、一会計年度あたり100万円が限度額です(5年間で最大500万円)。

(例) 単年度で200万円の設備費に対し、100万円の補助が出ます。

【平成27年度募集期間】 平成28年2月29日(月)まで

・補助金交付決定日以降、平成28年3月31日までに、発注から支払までの一連の手続が完了する研究設備が本事業の対象となります。

・募集期間中であっても、申請総額が予算額に達した時点で、受付を終了いたします。

※詳細は大阪府商工労働部成長産業振興室ライフサイエンス産業課(TEL:06-6115-8100)へお問合せください。

※大阪府設備補助制度ウェブページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/bio/bio-incubation/index.html>)

(2) 賃料補助制度 (茨木市 バイオインキュベーション施設賃料補助金)

【対象者】 彩都バイオインキュベーション施設に入居し、資本金3億円以下または従業員50人以下かつ施設の賃借期間が5年以下のバイオベンチャー企業(個人事業主を含む)のうち、次のいずれかに該当するもの。

①大学等の研究成果をもとに起業したもの、②大学等の教職員または学生が起業したもの

③大学等と共同研究を行うもの、④ライフサイエンス分野の研究開発を行うもの

ただし、大企業又はその役員から2分の1以上の出資を受けている企業は除きます。

【補助金額】 対象者が市民または市内に本社を有する場合、

@1,250円/㎡×床面積×使用月数(上限150万円/年)

対象者が市民以外または市内に本社を有しない場合、

@1,000円/㎡×床面積×使用月数(上限120万円/年)

※詳細は茨木市商工労働部(TEL:072-620-1620)へお問い合わせください。

※茨木市賃料補助制度ウェブページ

(<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/37/baiotinryohojyo.pdf>)

(3) 特区制度による支援措置 (関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区)

※詳細は、大阪府商工労働部成長産業振興室ライフサイエンス産業課(TEL:06-6115-8100)へお問い合わせください。

(4) 申込者紹介制度 (中小機構 賃貸施設入居に関する申込者紹介制度)

【概要】 情報提供者から紹介を受けた入居希望者が施設賃貸借契約の締結に至った場合、民法第529条及び第532条の規定に基づく優等者に対して中小機構から情報提供者へ報奨金をお支払いする制度です。

【情報提供者の要件】 法人…①会社法に基づく法人、②公益法人、協同組合等

③監査法人、税理士法人、土地家屋調査士法人

個人事業者…公認会計士、税理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、宅地建物取引業者

【報奨金額】 賃料の1ヶ月分(共益費等除く)+消費税相当額。ただし、上限額は108万円。

【注意事項】 ・本制度のご利用にあたりましては、中小機構からの説明を受けていただきます。

・本制度対象案件の適否判定の結果は書面にて通知されます。

・入居希望者と中小機構が既に接触している場合は、対象除外となります。

・中小機構が制度適用の認定通知をした日から起算して原則6ヶ月以内に、ご紹介いただいた入居希望者が対象施設の賃貸借契約を締結した場合に、報奨金が支払われます。

・入居希望者への入居の説明や現地案内等はバイオ・サイト・キャピタル(株)が行います。

・対象施設は彩都バイオインキュベータ、彩都バイオイノベーションセンターなど中小機構が定めた賃貸施設に限られます(彩都バイオヘルズセンターは対象となりません)。

※詳細は中小機構ウェブページ(<http://www.smrj.go.jp/incubation/news/058904.html>)にてご確認ください。